

## 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認事業に関する政策評価

<b>根拠法令</b>	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号） 第4条の5第1項	<b>評価実施 時期</b>	令和2年12月																								
<b>事務・事業 の目的</b>	<p>建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品については、防災性能の保持を義務づけている。</p> <p>この防災物品に対する消費者の信頼性を担保すること等を目的として、一定の要件・試験設備等を備えた公正・中立な第三者の防災性能確認機関を国が登録（登録確認機関）し、防災性能の確認のための試験等が行われている。</p>																										
<b>事務・事業 の必要性等</b>	<p>第三者機関による公正な確認を求める製造事業者は多く、また、各消防機関が個別に防災性能の確認を行うことは合理的ではないこと、公費を投入することなく防災性能の確認が行えていること等から、登録確認機関が防災性能の確認事業を行うことが必要であり、かつ、当該制度は効率的でもある。</p> <p>防災物品の持つ防災性能を担保し、出火を防止し又は延焼拡大を抑制するためには、登録確認機関による精度の高いチェックが必要となるところ、登録確認機関による防災物品の試験件数は安定的に推移し、その中で毎年度300件程の不適合品が確認されており、そのチェック機能が有効に働いているものと考えられる。</p> <p>① 登録確認機関による防災物品の試験件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">平成27年度</th> <th style="width: 15%;">平成28年度</th> <th style="width: 15%;">平成29年度</th> <th style="width: 15%;">平成30年度</th> <th style="width: 15%;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験件数</td> <td style="text-align: center;">2,380</td> <td style="text-align: center;">2,433</td> <td style="text-align: center;">2,261</td> <td style="text-align: center;">2,523</td> <td style="text-align: center;">2,255</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 登録確認機関による不適合とされた件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">平成27年度</th> <th style="width: 15%;">平成28年度</th> <th style="width: 15%;">平成29年度</th> <th style="width: 15%;">平成30年度</th> <th style="width: 15%;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合件数</td> <td style="text-align: center;">382</td> <td style="text-align: center;">437</td> <td style="text-align: center;">321</td> <td style="text-align: center;">318</td> <td style="text-align: center;">315</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	試験件数	2,380	2,433	2,261	2,523	2,255	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	不適合件数	382	437	321	318	315
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																						
試験件数	2,380	2,433	2,261	2,523	2,255																						
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																						
不適合件数	382	437	321	318	315																						
<b>評価の結果</b>	<p>今後も、火災による被害の軽減を図るためには、防災物品等が防災性能を有していることについての確認が適切になされることが重要であり、引き続き、公正な第三者機関である登録確認機関において確認事業を実施していくことが必要である。</p>																										
<b>学識経験を 有する者の 知見の活用</b>	<p>当該確認事業実施機関では、当該確認事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。</p>																										

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益財団法人日本防災協会の事業報告・収支決算等 <a href="http://www.jfra.or.jp/summary/work.html">http://www.jfra.or.jp/summary/work.html</a> 一般財団法人日本繊維製品品質技術センターの事業報告・収支決算等 <a href="https://www.qtec.or.jp/about/document.html">https://www.qtec.or.jp/about/document.html</a>
---------------------------	--

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価